長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和61年長崎県規則第5号)の一部を次のように改正する。

Γ

4 営業所ごとの浄 化槽管理士の氏名	営 業 所 名	浄化槽管理士氏名	研修の受講状況
及び研修の受講状 況			
研修の受講状況について は、令和5年4月1日以降 は記入必須。			
「研修の受講状況」の欄に、浄化槽管理士ごとに、 下記のアからウのうち該当			
・ 本部 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			
ア.研修受講済み。			
イ.上記ア以外で、浄化槽 管理士免状を取得。			
ウ・上記ア及びイ以外で、 研修受講予定。この場合、 受講予定年月日も併せて記 載すること。			

Г

を

4 営業所ごとの浄 化槽管理士の氏名 及び研修の受講状 況	営	業	所	名	浄化槽管理士氏名	研修の受講状況
「研修の受講状況」の欄に、浄化槽管理士ごとに、次のア又はイのうちいます。 かのア又はイのうちいます。 なお、その状況は、条例 第3条第1項の登録の日 (同条第3項の規定により その更新を受けようます。 場合にあっては、現在の日の 録の有効期間の満了の日の 翌日)の3年前の日以降の 状況とする。						
ア.研修受講済み。 イ.浄化槽管理士免状を取						
イ・伊化信員はエ光がを取得(アに該当する場合を除く。)						

に改める。

附 則

様式第1号中

この規則は、令和5年4月1日から施行する。